十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第十七条第二項	［略］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項	農業用動産抵当登記規則第三十八条の三第二項
［略］		
第百八十五条第一項第一号イ	［略］	
第百九十六条第一項第四号及び第百九十八条第一項	、住所及び法人識別事項	及び住所
［略］		
第百九十八条第二項	［略］	
第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）	第一項各号	農業用動産抵当登記規則第三十八条の三第二項各号
第二百二条の四第四項		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第十七条第二項	［同上］	
［項を加える。］		
［同上］		
第百八十五条第一項第一号イ	［同上］	
［項を加える。］		
［同上］		
第百九十八条第二項	［同上］	
［項を加える。］		